

事業承継のネックとなる 経営者の個人保証の解除に向けて

静岡県プッシュ型事業承継支援高度化事業事務局
経営者保証コーディネーター 佐野 哲

地域経済の源泉である中小企業経営者の高齢化は“待ったなし”に進んでいます。日本では、2025年に70歳を超える経営者が全体の6割に達し、そのうち約半数（127万人、国内企業全体の約1/3）が後継者未定とされています。廃業の急増で650万人の雇用、22兆円のGDPを喪失するとの試算も出されており、地域経済の疲弊、衰退は何としても避けなければなりません。

経営者保証コーディネーターが支援

事業承継がスムーズにいかない1つの要因として、「経営者の個人保証」があります。後継者候補がいても、この問題がネックとなり経営を引き継げないという声が少なくありません。

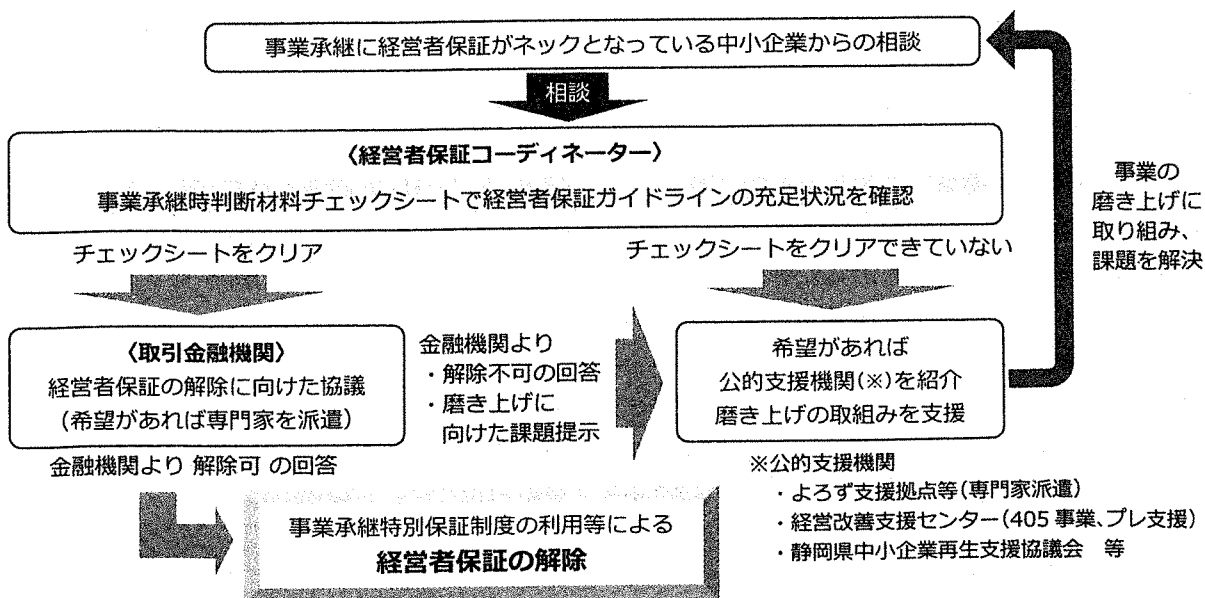
これを解消するために、2020年4月から、事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家とし

て経営者保証コーディネーター（以下：経保CO）が新設されました（図表1）。経保COは、チェックシート（図表2）を使って経営者保証ガイドラインの充足状況を確認した上で、経営者保証解除に向けた中小企業と金融機関との協議の支援、保証解除に向けて中小企業の磨き上げを行う公的支援機関の紹介などを通じて、円滑な事業承継を支援します。

事業承継特別保証制度が新設、県制度も

2020年4月には、事業承継特別保証も新設されました。その特徴は、3年以内に事業承継を予定している法人が、一定の要件を具備している場合には、金融機関のプロパー融資を含めた既存融資を経営者保証のない融資に借換できる点にあります。ここでいう一定の要件とは、主

図表1 相談のフロー



に以下の①～④となります（他の要件など詳細は静岡県信用保証協会HPをご確認ください）。

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA 有利子負債倍率*が10倍以内
- ③ 法人・個人の分離がなされている
- ④ 返済緩和している借入金がない

* EBITDA 有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

一般的な保証制度は、金融機関のプロパー融資を保証付融資に借換した場合、代位弁済の免責事項（保証協会が承認した場合を除く）であることを考えると、まさに従来にない制度です。2020年10月には、経営承継借換関連保証も施行され、保証枠がさらに2億8千万円拡大されたことにより、一般枠が利用済でも、経営者保証なしの融資への借換を検討できるようになりました。

また、静岡県がこれらの保証制度を利用した県制度融資の取扱いを始めています。これは、既存のプロパー融資を、経営者保証のない長期固定レートの県制度融資に借換でき、かつ信用保証料の一部についても補助が受けられるというものです。同融資を所管する静岡県経済産業部商工金

融課に確認したところ、支払金利が低減するケースも想定されるため、問合せが増えているそうです。要件は先ほどの保証制度とほぼ同様ですが、別に関業承継者の株式所有要件などが求められる場合もあります。

長期の伴走型支援で中小企業をサポート

事業承継は私的な事項が多く含まれるため、支援機関と中小企業の間には、事前に相応の信頼関係を構築することが必要となります。また、経営権や株式、経営理念など、承継すべきものは多岐にわたっており、完了までには長い時間を要します。したがって、経保COや支援機関は、長期間の伴走型で他のさまざまな機関とも連携し、中小企業をバックアップしていきます。事業承継でお悩みの方は、ぜひご相談ください。

相談窓口

静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所内
 静岡県プッシュ型事業承継支援高度化事業事務局
 担当：佐野 TEL 054-275-1881
 E-mail push@shizuoka-cci.or.jp

図表2 事業承継時判断材料チェックシートのチェックポイント

確認書類(必須書類)	確認事項	チェックポイント
事業承継計画書 ※書式は任意 信用保証協会の定める様式 (特別保証利用時必須)も可	・事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者であること	✓ 資本金、従業員数、業種 ✓ 代表者変更の予定時期 ✓ 承継前後の株式の持ち分 ✓ 売上、収支の計画
決算書3期分 税務署收受印、電子申告、別表、勘定科目等一式	・税務署への申告と同一の決算書が金融機関に開示されているか	✓ 税務署の收受印日付 ✓ 電子申告の受付日
	・事業用資産に関する法人と個人の分離	✓ B S の設備資産の保有状況他
	・法人から経営者への資金流用の有無	✓ B S の貸付金、未収入金等
	・法人と経営者間の資金のやり取りが適切か	✓ P L の役員報酬、交際費等
	・法人の資産・収入による借入返済が可能か	※経保ガイドラインに基準なし
試算表	・透明性のある財務情報の管理及び開示状況	✓ 顧問税理士の有無等
	・金融機関等への財務情報の提供体制	✓ 試算表の収支状況、提示期間等
資金繰り表	・当面の資金繰りの状況	✓ 月次の資金の繰越実績と予定等

令和3年度 講習会日程

三島労働基準協会

1. 技能講習(連合会主催)

講習名		開催期日		会場	受講料 (テキスト代・税込) (円)
1	玉掛け(一般コース)	4月	【学科】23(金)・24(土) 【実技】25(日)	静岡県総合健康センター 山木グリーン公園	28,300
		10月	【学科】15(金)・16(土) 【実技】17(日)	静岡県総合健康センター 山木グリーン公園	
2	ガス溶接	5月	【学科】22(土) 【実技】23(日)	東芝テック㈱ 静岡事業所(大仁)	16,200
		10月	【学科】9(土)…予備日10/30 【実技】10(日)…予備日10/31	東芝テック㈱ 静岡事業所(大仁)	

2. 特別教育(三島協会主催)

※上段は会員価格、下段は非会員価格 単位:円

1	研削といし	5月	25(火)	県総合健康センター	10,000
		9月	10(金)		11,000
2	アーク溶接	6月	10(木)・11(金)	県総合健康センター	14,700
		12月	2(木)・3(金)		15,700
3	5トン未満クレーン	7月	8(木)・9(金)	県総合健康センター	12,500
		11月	9(火)・10(水)		13,500
4	粉じん作業	7月	15(木)	県総合健康センター	9,800
					10,800
5	低圧電気	7月	1(木)	県総合健康センター	9,800
		1月	18(火)		10,800
6	フルハーネス型墜落 制止用器具	4月	15(木)	県総合健康センター	9,800
		7月	22(木)		10,800
		～	随時開催		

3. その他教育(三島協会主催)

※上段は会員価格、下段は非会員価格 単位:円

1	新入社員安全衛生教育	4月	8(木)	県総合健康センター	7,500
					8,500
2	危険予知訓練(KYT)	6月	17(木)	県総合健康センター	10,000
		12月	14(火)		11,000
3	安全管理者選任時研修	5月	11(火)	県総合健康センター	16,000
		9月	24(金)		17,000
4	職長教育 (製造業等)	4月	27(火)・28(水)	県総合健康センター	13,000
		8月	19(木)・20(金)		14,000
		11月	16(火)・17(水)		
5	職長・安全衛生責任者 (建設業等)	4月	27(火)・28(水)	県総合健康センター	14,000
		8月	19(木)・20(金)		15,000
		11月	16(火)・17(水)		
6	リスクアセスメント	9月	16(木)	県総合健康センター	10,000
					11,000
7	第一種衛生管理者 受験準備講習	10月	12(火)・13(水)	県総合健康センター	19,000
					20,000
8	第二種衛生管理者 受験準備講習	10月	19(火)	県総合健康センター	14,000
					15,000
9	化学物質 リスクアセスメント	2月	24(木)	県総合健康センター	10,000
					11,000

講習の申込から修了証の受取りまで

- 手順1** 空き状況お問い合わせ (☎055-986-4394)
◎空き状況を当協会まで電話でお問い合わせ下さい。
その際、電話による予約もできます。
- 手順2** 申込書をダウンロード
◎当協会ホームページから申込書をダウンロードできます。
三島労働基準協会 <http://www4.tokai.or.jp/mishimakikyo/>
- 手順3** 申込書の提出
◎申込書に必要事項を記入の上、先に当協会へファックスをお願いします。
(☎055-939-5145)
◎申込書原本は、当協会へ直接持参又は郵送して下さい。
- 手順4** 受講料お支払い
◎申込手続きが完了後、受講料を講習会開催の2週間前までにお支払い下さい。
振込は、→

【振込先】	静岡銀行三島駅北支店
【口座番号】	(普通) 0233363
【口座名義】	三島労働基準協会
- 手順5** 受講票(券)お受取り
◎当協会より受講票(券)をお渡しします。
- 手順6** 講習会受講
◎講習会当日は、受講票(券)を受付にご提出下さい。
- 手順7** 修了証お受取り
【技能講習】
試験に合格された方に対し、後日、修了証が交付されます。
静岡県労働基準協会連合会から当協会へ修了証が届き次第お知らせしますので、
協会窓口でお受け取り下さい。(郵送も可能ですが簡易書留料がかかります。)
【特別教育・その他講習】
修了後に即日交付されます。

講習会申込書は、協会ホームページからダウンロードできます。
<http://www4.tokai.or.jp/mishimakikyo/>

三島労働基準協会

〒411-0033

三島市文教町一丁目11番2号

☎ 055-986-4394

☎ 055-939-5145

☆ Mail : mishimakikyo@cy.tnc.ne.jp

☆ご利用時間 平日9:00~17:00

☆アクセス方法 三島駅北口から徒歩3分